

○国立大学法人東京農工大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項

(平成19年4月1日)

改正 平成24年2月17日

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「物品購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、建築工事を除く一般競争契約参加資格を有する者及びその他の者(以下「業者」という。)が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一つの事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 業者が次の各号の一に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。
 - (1) 別表各号の措置要件に係る取引停止期間の満了後1年を経過するまでの間(取引停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第1号、第2号及び第3号並びに第4号から第6号までの措置要件に係る取引停止期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号、第2号及び第3号並びに第4号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止の期間終了日の翌日とする。
- 4 学長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第1項及び第2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 5 学長は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 6 学長は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号並びに第1項から第2項及び第4項から第5項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 7 学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めた場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

- 8 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止期間の特例)

第5条 学長は、第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第4号から第6号までに該当したとき。
- (2) 別表第4号から第6号までに該当する業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- (3) 別表第4号及び第5号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第4号及び第5号に該当する業者に悪質な事由があるとき(前3号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- (5) 職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第6号に該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

(指名等の取消し)

第6条 学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

- 2 学長は、すでに入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の公表)

第7条 学長は、第3条の規定による取引停止、第4条第6項の規定による取引停止期間の変更及び第4条第7項の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

- 2 学長は、第6条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(下請等の禁止)

第8条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学における契約に係る製造等の全部又は一部を下請けし、又は受託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は受託している場合はこの限りでない。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第9条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口答で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月17日)

この要項は、平成24年2月17日から施行する。

「別表」

取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の物品購入等契約に係る手続きにおいて、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、イに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 本学との契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>

(競争入札妨害又は談合)

6 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

逮捕又は公訴を知った日から
1か月以上12か月以内

(不正又は不誠実な行為)

7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1か月以上9か月以内

8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1か月以上9か月以内